「地理空間情報の活用推進に関する行動計画
（Ｇ空間行動プラン）」に関するフォローアップ報告

平成２２年６月
地理空間情報活用推進会議

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況（達成した場合は具体的な内容）（未達成部分がある場合はその内容と理由）
第1章　地理空間情報の活用の推進に関する全般的施策										
1. 関係主体の推進体制の整備と連携の強化										
（政府が一体となった施策の推進とその体制整備）										
1	1章 1（1）	戦略的体制及び運営のあり方の検討	国の関係部局や地方公共団体、民間事業者からのヒアリング等を行い、地理空間情報の整備・更新・提供・流通や準天頂衛星による衛星測位システムに関する現状や課題について調査を進める。	地理空間情報活用推進会議（以下「推進会議」という。）	現状や課題についての調査を進める。	○	○			地理空間情報の整備・更新・提供・流通や準天頂衛星による衛星測位システムに関する現状や課題について調査を行った。また、地理情報システムワーキンググループの下に基盤地図情報の整備・更新・活用を推進するため関係府省間の実務調整を図ることを目的とした「基盤地図情報整備・更新に関する検討チーム」を設置した。
2	1章 1（1）	衛星測位に係る施策の推進体制の見直し等の検討	衛星測位に関する施策の推進体制については、必要に応じて、平成20年5月に成立した宇宙基本法及びそれに基づいて設置される宇宙開発戦略本部での議論や策定される予定の宇宙基本計画の審議動向を踏まえつつ、地理空間情報活用推進基本法の基本理念に沿って見直し等を検討する。	推進会議	準天頂衛星システム計画の進捗状況も踏まえながら、計画の推進に支障が生じない時期までに見直し等を進める。				○*1 （宇宙開発に関する長期的な計画）	平成21年6月に宇宙開発戦略本部により宇宙基本計画が決定された。また、平成22年2月より宇宙開発担当大臣の下で「今後の宇宙政策の在り方に関する有識者会議」が開催され、長期的な視点に立った我が国の宇宙政策の基本的な方針が検討されている。これらの状況も踏まえ、地理空間情報活用推進基本法の理念に沿って、衛星測位に関する施策の推進体制について検討を進めた。
（国と地方公共団体との連携・協力）										
3	1章 1（2）	国と地方公共団体との連携	地理空間情報の活用推進に関する都道府県の担当者を対象とした会議等を開催し、連携を図る。	国土交通省	各都道府県と連携を図るため、担当者会議等を平成20年度から実施する。	○				都道府県の基本法及び測量法の担当者会議を全国10ブロックにおいて延べ53回開催し、国と地方の連携強化を図った。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
4	1章 1（2） 1章 5 2章 3（2）	統合型GISの普及・啓発の推進	統合型GISの整備を促進するにあたって、地方公共団体と連携してセミナーを開催する。	総　務　省	継続的に実施する。		○			平成21年6月及び平成22年2月に地方公共団体と連携し、GISのセミナーを開催した。
5	1章 1（2）	国と地方公共団体等の連携による基盤地図情報の整備	基本測量や公共測量の測量成果の相互利用や測量作業の調整等について国と地方公共団体が連携し、基盤地図情報・デジタル画像情報の整備、適時の更新及び提供を行う。	国土交通省	平成23年度までに市街化区域・市街化調整区域において、基盤地図情報・デジタル画像情報を整備し、基本測量及び公共測量を基に随時更新・提供を行う。	○	○			基本測量や公共測量の測量成果の相互利用や測量作業の調整等については、協定に基づく基本測量の空中写真を利用した公共測量による数値地形図の整備、測量法第44条に基づく公共測量成果を利用した基本測量による基盤地図情報の整備を実施している。 平成21年度は、18,500km2の基盤地図情報を整備した。その際、基本測量や公共測量の相互利用を進める観点から基盤地図情報の整備にあたっては測量法第44条に基づき公共測量成果の使用に努めるとともに、公共測量の実施にあたって必用な空中写真を無償貸与している。また、これらを通じて測量の重複を避ける観点で適宜調整している。
152	1章 1（2）	日本及び世界の水資源確保のための情報の体系的な収集・提供システムの整備	我が国の水資源の確保を図り、世界の水危機の解決に貢献するために、水資源に関する体系的な情報収集・提供・解析システムの検討を行う。	国土交通省	平成23年度までに、水資源情報の体系的な情報収集・提供システムの整備を図る。					水資源情報として流域の関係者が共有する情報の整理・抽出を行い、流域の水資源情報の可視化など、共有手法やその方策の検討を行った。我が国の水に関する経験や技術を海外で有効に活用できるよう、諸外国（アジア、大洋州、中東、アフリカ）の水資源管理や各種規制・制度等を把握するとともに、水量・水質等の基礎情報を収集した。 これらを踏まえ、情報収集・提供システムの基本的な考えをとりまとめた。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
（産学官の連携）										
6	1章1（3）	地理空間情報産学官連携協議会の開催	地理空間情報高度活用社会の実現に向け、広く産学官の関係者、有識者の参画する地理空間情報産学官連携協議会を開催する。	推進会議	引き続き、地理空間情報産学官連携協議会を開催する。	○	○			平成 21 年 6 月に地理空間情報産学官連携協議会全体会議（第2回）を開催したほか、設置されている3つのワーキンググループ（共通的な基盤技術に関する研究開発ワーキンググループ、防災分野における地理空間情報の利活用推進のための基盤整備に係るワーキンググループ、G空間EXPOに関するワーキンググループ）は継続的に検討を行った。
7	1章1（3）	新産業創出への貢献	地理空間情報の活用を中心に、技術・市場・制度面の検討を積極的に行っているgコンテンツ流通推進協議会などの民間団体における連携の取組を促進する。	経済産業省	地理空間情報の認知度の向上や、利活用の普及・促進をgコンテンツ流通推進協議会等の民間団体等と協力しつつ推進する。		○			民間団体が実施しているg空間関係のシンポジウムの後援や、地理空間情報関係の研究会等で講演を行い、地理空間情報の認知度の向上や、利活用の普及・促進を図った。
8	1章1（3）	JIS原案作成委員会のへ参画	官民の関係者からなるJIS原案作成委員会を国内審議団体と連携して開催し、地理空間情報に関する標準の JIS 化に向けた検討に参画する。	経済産業省 国土交通省	・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における記述方法として、「空間」に関する識別子 Place Identifier（PI）の JIS 化を図る。（経済産業省）・ISO において新たに国際規格が確定した項目について、必要に応じ、順次速やかに JIS 化原案を作成	○	○			PIのJIS原案は作成済み。JISとして発行するため日本工業標準調査会で査読中。平成 23 年度春頃JIS化予定。（経済産業省） ISO で国際規格として確定され、JIS 化原案を検討してきた ISO 19114 について、原案作成作業を完了し、JIS X 7114(地理情報－品質評価手順)として平成 21 年 5 月に制定した。（国土交通省）

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
					する。（国土交通省）					
9	1章 1（3）	「地理空間情報EXPO」（仮称）の開催の検討	「地理空間情報EXPO」（仮称）の開催について民間と連携して検討する。	推進会議	平成22年度以降の開催に向け、引き続き民間と連携して検討を行う。					平成21年7月に地理空間情報産学官連携協議会に「G空間EXPOに関するワーキンググループ 」を設置し、それ以降、継続的にワーキンググループを開催し、平成22年9月の開催に向けて、関係機関と調整を行い、開催内容の検討を行った。
2. 調査・研究等の実施										
10	1章 2	地理空間情報の流通における個人情報保護、データの二次利用等の課題についての調査・研究	GISの利活用にあたっての個人情報保護、データの二次利用等の地理空間情報の提供・流通に関する課題の調査・研究を行う。	国土交通省	平成21年度までに、個人情報保護及びデータの二次利用に関するガイドラインについての調査・研究を行う。	○				地理空間情報の円滑な整備・提供・流通の際に個人情報の保護と知的財産権に関して配慮すべき事項等について、有識者を入れた検討会を開催し、ガイドライン素案作成のための調査・検討を実施した。
11	1章 2	国の安全に及ぼす影響に関する調査・研究	地理空間情報の提供・流通における、国の安全の観点から配慮すべき事項に関する調査・研究を行う。	国土交通省	平成21年度までに、地理空間情報のうち、地図や空中写真等に関する、国の安全の観点から配慮すべき事項について検討する。	○				主要国における地図情報等の提供の際の取り扱いや規制等について状況を調査し、我が国における今後の地図情報等の提供の在り方について検討を実施した。
12	1章 2 2章 2（2）	整備・更新手法及び品質評価等に関する調査検討	モデル的な実証調査等を行い、基盤地図情報の整備、更新、管理などを効率化する研究を行う。	国土交通省	平成21年度までに研究を行い、基盤地図情報が円滑に利活用される環境を構築する。	○	○			中部圏をモデル地区に実証実験を含めた検討作業を行い、国及び地方公共団体等における効率的な基盤地図情報整備・更新に資するため、連携スキーム及び利活用効果等を示した「基盤地図情報等の整備のための手引き（案）」を作成した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
13	1章 2	工事図面等を活用した基盤地図情報の更新技術の開発	工事で電子納品されるCAD図面の情報を活用し、基盤地図情報を円滑に更新する技術や基準を開発する。	国土交通省	平成21年度までにプロトタイプによる部分更新の実験を行い、平成22年度までに更新マニュアルの作成を行う。					CAD→GISおよびGIS→CADコンバータの開発を行い、図面接合手法と部分更新手法に関する試行実験を行った。
14	1章 2	屋内外シームレス測位技術の開発	GPS、ICタグ等を活用して、屋内外のシームレス測位が容易に行える技術を開発する。	国土交通省	平成22年度までに、屋内外ともにメートルレベルの精度で移動体の位置を決定できる技術を開発する。					ICタグとGPSを併用し、屋内外の測位ができることを、流山おおたかの森駅周辺で実証した。
15	1章 2	屋内外シームレス測位環境の構築のための環境整備	衛星測位システム受信機をそのまま屋内測位にも利用可能とするIMES（Indoor Messaging System）を活用した屋外～屋内を問わないシームレス測位環境の構築に寄与するため、当該技術の利用拡大のための普及啓発を行う。	文部科学省	IMESの技術仕様（準天頂衛星システムユーザインタフェース仕様書（1.0版）（宇宙航空研究開発機構（JAXA）が平成20年6月に公開）の付録に記載）について、必要に応じて更新を実施する。					宇宙航空研究開発機構(JAXA)が、「準天頂衛星システムユーザインタフェース仕様書」（平成20年6月に1.0版を公開、平成21年7月に1.1版に改訂）（IMES の技術仕様を付録に記載）を作成、公開済み。
16	1章 2	位置情報認証技術の研究開発	高精度・高信頼の時刻・位置情報を容易に利用できるようにするために、基準座標系の高精度化、測位における距離基準計測、位置情報認証の基盤技術を確立するための研究開発を行う。	総　務　省	平成22年度までに基盤技術を確立する。					超小型VLBIシステムの2号機の国土地理院（つくば市）への設置を完了し、昨年度NICT（鹿嶋市）に設置した超小型VLBIシステムの1号機との超小型VLBIシステム同士による測地実験を世界で初めて実施し、54kmの距離を約2mmの誤差で決定することに成功した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
17	1章 2	地球観測衛星の継続的な開発	陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）の利用実証を通じてリモートセンシング技術や画像処理技術の高度化を図るとともに、分解能の向上などレーダや光学センサの高度化に必要な研究開発を行う。	文部科学省	継続して研究開発を実施することにより、リモートセンシング技術等の高度化を図る。		○		○*1･3 （宇宙開発に関する長期的な計画、CSTP 分野別推進戦略）	陸域観測技術衛星「だいち」のデータの利用実証を継続するとともに、その後継機の研究開発に着手し、引き続きリモートセンシング技術の高度化に係る研究開発を継続して実施した。
18	1章 2	ユビキタス空間情報基盤技術の研究開発	場所情報の管理・提供をコンピュータネットワーク上で容易に扱うことを可能とする基盤技術を確立するための研究開発を行う。	総　務　省	平成 22 年度までに基盤技術を確立する。	○				平成 21 年度は、各要素技術を拡充し部分的試作を行うとともに、部分的システムを用いた予備的実証実験を実施し、機能の確認を実施した。
19	1章2	地理空間情報の高度利活用の研究開発	時系列に整備された地理空間情報を、効果的に環境保全・国土保全に利活用する技術開発を推進する。また、詳細な三次元地形データを、防災に活用できる技術開発を推進する。	国土交通省	平成 22 年度までに、時系列地理情報の利活用のためのマニュアルを整備する。また、詳細な三次元地形データから斜面危険区域を抽出するマニュアルを整備する。					平成 21 年度に修了した総合技術開発プロジェクトにおいて、過去の地形図や空中写真から盛土分布を把握する手法と、盛土の脆弱性を簡便に評価するシステムを開発した。平成 21 年度に修了した特別研究において、航空レーザにより取得した詳細な三次元地形データから斜面危険区域を抽出する技術を開発した。
20	1章 2	動線解析プラットフォームシステムの開発	都市空間における人の動きを把握するため、人の時空間的な位置を表すデータ（四次元GISデータ）を活用して動線解析を行う技術の開発を行う。	国土交通省	平成 21 年度までにプラットフォームの改良、平成 22 年度までに IT を用いた動線データ取得の既存調査への応用可能性について検討を行う。					IC タグや GPS により取得した動線データを用い、試行的に公共交通状況の把握を行った。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
21	1章 2	GEO Grid の推進	衛星等によって入手された画像データを有効活用するための大容量データ処理技術の開発及びインフラ整備を行う。 インフラ整備の一環として，効率的にペタバイト級の地球観測衛星のデータアーカイブシステムを構築する。	経済産業省	平成 22 年度までに基本システムを完成し、その後も普及を継続する。	○	○		○*5 （我が国における地球観測の在り方）	地球観測衛星データとGISデータの統合には，衛星データのオルソ化が必須である。そこで，運用中の ASTER データの全量アーカイブおよびユーザのリクエストに応じたオンデマンドでの DEM/オルソ画像を生成／配信するサービス，および，ユーザが所有するPRISMデータのDEM/オルソ画像を生成／配信するサービス実験を継続した。また，運用中のPALSARデータのアーカイブとレベル 1.1 相当以上の高次プロダクトを生成／配信するサービスを開始し，ユーザの拡充に努めた。また，各種 WMS 配信情報との重畳を実現するツール群の開発に関しては，ボーリングデータや調査写真の登録と関連メタデータ生成の機能を追加した。
22	1章 2	G空間プロジェクトの推進	地理空間情報を活用した新たな産業・サービスの創出と発展に向けた取組を実施する。	経済産業省	平成 25 年までに誰もが地理空間情報を利活用し、楽しむことができるような社会の実現を目指し、地理空間情報の利活用を促進するための流通基盤の整備、生活や産業における利用の高度化、測位衛星等からの位置情報を有効活用できる環境の整備等を行う。		○			平成 21 年度に、以下二つの実証実験を実施。 1．屋内地理空間情報のデータベースに関する標準モデルを作成し、屋内地理空間情報提供サービス実証実験を実施。 2．GPSとIMES、無線LANのような、異なる測位機器を用いた際でも、屋内外をシームレスに測位するための情報処理基盤の仕様を検討し、実証実験を実施。 平成22年度からは両実証の結果を踏まえ、サービスモデル等の検証を行い、地理空間情報利活用促進のためのさらなる検討を実施予定。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
153	1章 2	防災見える化の推進	災害リスク情報等の防災上役立つ情報について関係者が一目で理解できるようにするとともに幅広い応用も可能にすることを目的とした「災害リスクの見える化」を推進するため、産官学の関係者を集めた検討会を実施し、災害リスク情報に係るデータ作成ガイドラインや標準インターフェース仕様（アプリケーション・プログラムの間でデータの取り出し等について共通の動作が行われるようにするデータ変換等の仕様）等の検討、情報の利活用の促進を図る上で必要なオントロジー（体系化された情報の区分設定と共通名称の付与）を構築する。 また、災害対応物資・機材等のロジスティクス情報等を関係者が共有できるようにする「現場見える化」の検討を行う。	内閣府	地理空間情報産学官連携協議会の下でワーキンググループを開催するなどにより、産学官が連携して「防災見える化」の推進に向けた検討を行う。					「災害リスクの見える化」に対して、データ等規格（素案）の作成・ポータルサイトの仕様検討を実施し、ロジスティックの「見える化」では、物資管理のための標準様式及び簡易アプリケーションを検討した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
154	1章 2	eクリエーション空間実証実験事業の推進	地域やビル構内に偏在する様々な情報を利用した地域活性化、コンテンツ市場創造及び、子供からお年寄りにとって安全安心な街づくりを推進するため、個人のニーズにきめ細かく応えるサービス基盤技術に電波、照明技術などを組み合わせた実証事業を行うと共に、実現に必要な国際標準化、インフラ規制緩和等制度的課題抽出を行う。	経済産業省	平成 20 年度の先導的プロジェクトの結果をもとに、平成 23 年度までには、実証プロジェクトを全国に展開する。	○	○			地域やビル構内に偏在する様々な情報を利用した地域や空間の高付加価値化による情報サービス市場、コンテンツ市場の創造及び、子供からお年寄りにとって安全安心な街づくりを推進するため、渋谷、松山、大阪等において、個人の行動にかかわる様々な情報に電波、位置測位、可視光通信技術などを組み合わせたサービスの実証事業を行った。あわせて、新市場創出のために解決が必要な制度的課題抽出に向けた議論等を行った。
155	1章2	次世代地球観測センサ等の研究開発	衛星搭載用ハイパースペクトルセンサの開発を行う。また、資源探査、農業利用、森林・環境監視等の利用技術研究開発を行う。	経済産業省	平成 23 年度までに空間分解能 30m、バンド数 185 を有するハイパースペクトルセンサを開発する。また、ハイパースペクトルセンサから得られるデータを有効に活用するため、スペクトルデータベースの整備、資源、農業、森林・環境監視等の利用技術開発を行う。				○（分野別推進戦略、平成 20 年度の我が国における地球観測の実施方針）	平成 21 年度においては、ハイパースペクトルセンサ開発について、試作モデルの開発を実施するとともに、実際に衛星に搭載するプロトフライトモデルの製作を開始した。また、同センサと、同時搭載のマルチスペクトルセンサの間でのポインティングの分割、データ伝送量を増やすためのデータ圧縮機能の追加等を行うこととした。利用技術開発について、資源分野、農業分野、林業分野等での研究およびスペクトルデータベースの改良を行った。一例として、資源分野については資源探査へのデータ利用可能性研究として空間分解能 30m 相当のハイパースペクトルシミュレーションデータによる鉱物識別評価等を、農業分野については、水稲・小麦等の収量や品質の推定技術や牧草の生育管理に資する草種推定技術を、林業分野については、樹種分類や森林管理情報の抽出技術の研究開発等を行った。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
156	1章 2	土砂移動を考慮した治水安全度評価手法に関する研究	LP（レーザープロファイラ）データ等を活用し、洪水時の侵食や堆積等土砂移動を正確に予測し、沿川の治水安全度評価を高度化する手法を検討する。	国土交通省	今後3年間の研究により、侵食や土砂の堆積等の土砂移動を考慮した治水安全度を評価できるツールを開発する。					河道断面断面データを取得する機器として航空レーザ測深器及びサイドスキャンソナーの計測性能を実測試験することにより、これらの機器の適応性を検討した。
157	1章 2	高度な画像処理による減災を目指した国土の監視技術の開発	大規模地震災害の被害を抑制するために、迅速な被災状況の把握を行う技術開発を行い、その技術を応用して災害事前対策を効率的に実施するものである。高度な画像処理情報等をもとに発災前後の2時期における変化部抽出等による被災状況の情報収集の迅速化とあわせて市街地における火災シミュレーションの改良や地盤の脆弱性評価システムを構築し、高度な情報通信ネットワークの利活用により「いつでも・どこでも・だれでも」迅速に被災状況やハザード情報を把握できる社会を目指す。	国土交通省	平成 20 年度までに実施した、基礎的な手法・技術の調査・検討結果をもとに、平成 21 年度は、画像処理の流れを確立し、地震の規模等に応じた適用シナリオを作成するとともに、地盤脆弱性評価システムや市街地火災総合対策ツールを構築する。また、電子納品された CAD データを用いた基盤地図情報の更新手法を開発し、災害情報収集・伝達システムを拡充する。					計画どおりに施策を達成することができた(具体的な成果の内容は、以下のとおり。)。 ・2時期 DSM 比較による建物倒壊箇所の把握技術の開発により、発災後 72 時間以内に 30km2 の範囲について約 90%の正確度で建物倒壊箇所の抽出が可能となった。 ・盛土脆弱性評価システム及び人工改変地形データ抽出のための手順書（案）により、大規模盛土造成地の変動予測調査の標準手法を提示した。 ・市街地火災総合支援ツールの開発により、防火対策の有効性を視覚的に理解可能となった。 ・CAD データを用いた道路縁データ更新手法の開発により、道路縁の延長約 70%の箇所について、半自動による地図更新が可能となった。 ・携帯電話向けの電子国土 web システムの開発により、携帯電話でも地図上に災害情報を重ね合わせて閲覧できるようになった。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
3. 知識の普及等										
（セミナー等の開催）										
23	1章 3	地理空間情報の利活用促進のためのセミナーの開催等	地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナーや国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を開催する。またGISの普及のためのパンフレットを作成する。	国土交通省	地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナーや国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を全国で毎年実施する。また、各種団体が実施するセミナー、研修等に講師、講演者等を派遣する。	○				地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナー並びに国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を全国で実施（のべ回数　開催 39 回、講師派遣等 11 回）した。 基盤地図情報の紹介パンフレットを作成し、国・地方公共団体等の関係者に配布した。
24	1章 3	地域における中核組織と連携した知識の普及	地域において、地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業等からなる中核組織と連携したセミナー等の開催や、地域ブロック別などで国とこれらのような中核組織が連携を図るための検討を行う。	国土交通省	地域ブロック別などで国と地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業等からなる中核組織の連携を図り、意見交換会・協議会等を開催する。					地域における中核組織育成のための GIS の知識普及・利活用の推進」として、全国3地域でセミナー等を開催した。また、中核組織育成のための交流会を行った。 6地方4地域に10の産学官の連携協議会を設置（のべ 15 回開催）し、地理空間情報の高度利活用に向けた啓発や基盤地図情報整備・更新に関する各機関の連携方策について検討を行った。
（インターネットによる情報提供）										
27	1章 3	政府のGISポータルサイトの充実	GISの整備・普及に係る政府の取り組み等について幅広く広報するため、政府の実施するGIS施策に係る総合的なポータルサイトの運用を継	推進会議（地理情報システムワーキンググループ）	GISポータルサイトの内容を充実させる。					GISポータルサイトの運用を継続的に実施し、内容の更新を行った。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
			続する。							
28	1章 3	地理情報共用Web ゲートウェイの構築	府省横断的な地理情報の利活用を図るため、各府省のシステムが共通して備えるインターフェイスの普及を促進するとともに、ユーザが各府省の地理空間情報を使うためのゲートウェイを政府のGISポータルサイトに構築する。	推進会議（地理情報システムワーキンググループ）	平成 22 年までに政府の主要なウェブGISサイトに接続する。					地理情報共用Webシステムゲートウェイにおいて、新たにレイヤを追加した。
29	1章 3	官民連携ポータルサイトに関する検討	民間と連携して官民の情報を総合的に提供するポータルサイトの構築について検討する。	国土交通省	平成 20 年度の調査結果を踏まえ、平成 21 年度も引き続き、構築に向けた検討を行う。					平成21年度は、平成20年度に引き続き構築に関する検討を行い、ポータルサイトの公開に向け、GIS-JAPAN ポータルサイト（仮称）のプロトタイプを構築した。
4．人材の育成										
30	1章 4	地理空間情報の活用を担う人材育成の推進	測量士及び測量士補のあり方及び測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加することについて検討する。また、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。	国土交通省	平成 21 年度から測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加している。また、測量行政懇談会の下に設置されている測量資格制度部会において、引き続き、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。	○				平成 21 年度から測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加している。また、測量行政懇談会の下に設置されている測量資格制度部会において、測量士・測量士補資格制度の今後の在り方について検討した結果を「測量行政懇談会報告書」として取りまとめた。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
31	1章 4	大学等と連携した地理空間情報に関する教材の開発・普及	地理空間情報の活用方法について、大学等と連携したカリキュラムの提供及びテキストの作成等を行い、大学等や地域において地理空間情報の活用を担う人材の育成を推進する。	国土交通省	テキストの作成を平成 21 年度までに行う。					平成21年度は、地理空間情報及びGISを高度に活用する専門家を育成するためのテキストを作成した。また、作成したテキストを用いて大学等との連携により地方公共団体職員等を対象としたGIS活用人材育成プログラムを全国8箇所で実施した。
158	1章 4	教育分野への地理空間情報の活用推進プロジェクト	初等中等教育において利用できる、地理空間情報・GISを活用した学習プログラム、アプリケーションを作成する。	国土交通省	平成 23 年度までに学習プログラム、アプリケーションを作成する。					初等中等教育の教員を対象とした地理空間情報・GIS活用のための研修プログラム及び教材を作成し、全国2箇所で検証を行った。
5．行政における地理空間情報の活用										
（国における活用）										
32	1章 5 2章 3（1）	防災情報共有プラットフォームの整備	防災関係機関が有する防災情報を共通のシステムに集約し、その情報にいずれからもアクセスし、入手することが可能となることを目指した共通基盤を整備する。	内閣府 関係府省	システムの運用を継続的に実施する。					システムの運用を継続的に実施した。
33	1章 5	犯罪情報分析におけるGISの活用	犯罪統計、犯罪手口等の情報を電子地図上に表示し、他の様々な情報を組み合わせるなどして犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査（犯行予測に基づき捜査員を先行配置して検挙する捜査）等を支援する情報分析支援システム（CIS-CATS）を積極的に活用する。	警　察　庁	情報分析支援システム（CIS-CATS）を積極的に活用する。	○				情報分析支援システム（CIS-CATS）について、連続窃盗など様々な犯罪捜査に活用した。また、分析の効果的事例を共有し、積極的な活用を促進した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
35	1章 5	特殊土壌地帯推進調査	地理情報システムを活用し、特殊土壌地帯対策の実施状況等の情報と数値地図情報との一元化を図り、実施状況等を整理したデータベースを更新する。	農林水産省	平成22年度までに、データベースを更新する。					土壌、気象、災害等の更新データの収集及び既存データの再整理を行った。
36	1章 5	国有林地理情報システムの運用	国有林における森林情報を一元的に管理する森林GISの運用等を行い、国有林野の管理経営の効率化を図る。	農林水産省	引き続き運用する。					森林GISが、各種調査など現場業務に活用され、国有林野の管理経営が効率的に行われた。
37	1章 5	地質資源情報の電子化	鉱物、燃料、地熱等の地質資源に関わる情報を、GIS化したデータベースとして整備する。石油等の資源開発及びこれに関連する環境管理等での地球観測衛星データの利用技術においてGISを活用する。	経済産業省	出版済みの各種地質資源図を電子化して整備を図る。					燃料資源地質図「東部南海トラフ（CD-ROM版）」を出版した。
38	1章 5	国立・国定公園総点検事業	全国の国立・国定公園について、科学的データに基づき、指定状況等の総点検を実施する。	環　境　省	平成23年までに、全国の国立・国定公園の総点検を実施。その後、成果を活用して引き続き公園計画の点検を実施する。					国立・国定公園の再配置に向けた基礎データの収集や課題の整理、国立・国定公園の指定要件の検討を実施した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
159	1章5	水稲作付面積調査における衛星画像活用事業	水稲作付面積調査の科学的かつ効率的な実施を可能とするため、衛星画像データとGISデータ（水土里ネット）を活用した面積求積手法の開発を行う。	農林水産省	水稲作付面積調査の科学的かつ効率的な実施を可能とするための手法を開発する。					平成21年度は、判別の地域特性別に8市町村を対象に衛星画像データによる水稲作付の判別・求積手法の開発を実施した。 今後、開発した手法について都道府県単位での適用・実証を行い手法の確立を図ることとしている。
160	1章5	大深度地下利用に関する情報の整備	事業者等が個別に保有している鉄道等の地下の埋設状況等、地下情報のワンストップサービス化を図るため、大深度地下に関する情報システムの整備を行う。	国土交通省	平成22年度までに三大都市圏の地下情報を整備し、継続的に管理・運用する。					平成22年度までに、大深度地下に関する情報システムの整備を行うため、三大都市圏の地下情報等の収集・整理、データの整備を継続的に行った。
（地方公共団体における統合型GIS導入促進）										
39	1章 5 2章 2（2） 3（2）	統合型GISの技術的支援	基盤地図情報を用いた地理空間情報の整備・更新など地理空間情報の電子的整備・更新に対して、講習会の開催、技術相談対応、技術に関するセミナーなどの技術的支援を行う。	国土交通省	講習会の開催、技術相談対応、技術に関するセミナーを開催する。	○				国、地方公共団体における基盤地図情報整備・更新のための連携についての説明会やセミナー等を開催し、基盤地図情報整備・更新に関する技術的事項について説明を行った。また、地方公共団体と共同でパイロット事業を行い、統合型GISにおける基盤地図情報の活用指針をとりまとめた。
40	1章 5 2章 2（2） 3（2）	統合型GISの整備に要する地方財政措置	統合型GISの整備に要する経費について地方財政措置を実施する。	総　務　省	継続的に実施する。	○	○			交付税措置を継続的に実施した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
6. 国際協力の推進										
（会議等への参画）										
41	1章 6	国際規格策定作業への貢献	国際標準化機構（ISO）における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ積極的に参加する。	経済産業省 国土交通省	・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における記述方法として、「空間」に関する識別子 Place Identifier（PI）の国際規格化を図る。（経済産業省） ・国際規格の規格策定作業として、国内委員会に参加するとともに、日本の国益を主張しつつ ISO の国際規格化を図る。（国土交通省）	○	○			・平成 21 年度に、委託事業の中においてPI検討ワーキンググループを設置し、ISOの委員会に提出する、PIの委員会原案等について議論を行った。（経済産業省） ・平成21年度、ISO/TC 211国内委員会及び同委員会の幹事会に参画し、地理情報のメタデータに関する国際規格である ISO 19115 の改訂案をはじめとする地理空間情報に関する国際規格の策定作業に参画した。（国土交通省）
42	1章 6	海外技術協力の推進	国連アジア太平洋地域地図会議、アジア太平洋GIS基盤常置委員会等の国際的な地理空間情報活用の活動を積極的に推進していく。	国土交通省	国連アジア太平洋地域地図会議に政府代表として参加するとともに、同会議の決議に基づき常設された同地域の地理情報データ基盤整備のあり方、そのための国際協調に関する技術的・政策的協議					平成 21 年 10 月にタイ（バンコク）で開催された第 18 回国連アジア太平洋地域地図会議に日本代表として参加するとともに東ティモール、バングラデシュに派遣された国土地理院職員が同政府代表として出席するなど、国土地理院の国際貢献が目に見える形で現れた。 また、同時期に開催された平成 22 年中に枠組みが定まる国連主導の「地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門委員会」準備会合に日本代表として議論に参加した。 アジア太平洋地域地図会議の実質運営機関

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
					をするための会議、委員会を推進していく。					であるアジア太平洋 GIS 基盤常置委員会理事会において日本は副会長国として再任（平成 21 年～平成 24 年）され、引き続き、同地域の地理情報データ基盤整備のあり方、そのための国際協調に関する技術的・政策的協議を推進した。
（データ整備・提供等）										
43	1章 6	国際GNSS事業（IGS）への参加	国際GNSS（Global Navigation Satellite Systems）事業等が実施する国際測地観測等への参加を行う。	国土交通省	登録局を安定的に運用するとともに、平成 22 年を目標に父島観測局を移転登録する。					登録局を安定的に運用するとともに、新しい父島観測局について必要な条件を整備し、H22 年3月に IGS 局として登録した。
44	1章 6	地球地図プロジェクトの推進	我が国を中心とする各国との国際協働により、地球陸域全体の数値地図データセットを整備する「地球地図プロジェクト」の推進を図る。	国土交通省	平成 24 年度までに地球地図第2版を整備する。	○			○*1・3・5・6 （宇宙開発に関する長期的な計画、分野別推進戦略、平成 20 年度の我が国における地球観測の在り方、平成 20 年度の我が国における地球観測の実施方針）	地球地図第2版の作業要領等を作成するとともに、データ整備を実施した。また、平成 21 年9月に「地球地図ワークショップ」を開催した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
45	1章 6	各国の地質図等作成	世界各国の地質調査機関から構成されている世界地質図委員会(Commission for the Geological Map of the World, CGMW)において、東・東南アジアの陸域・海域の1/500万地質図を作成する。国際プロジェクト“One Geology”に参画し、1/100万全球デジタル地質図の作成に協力する。	経済産業省	平成22年までに東・東南アジア地質図を作成する。OneGeologyプロジェクトに参加してその推進に貢献する。					東・東南アジア地質図の作成を推進した。OneGeology(全球デジタル地質図) プロジェクトでは、日本を含むアジア数カ国のデータを作成し、 OneGeology ポータルサイト通じて公開中である。
46	1章6	「センチネル・アジア」プロジェクトの推進等による衛星データの提供	Web-GISを用いて地図データ等との重ね合わせによる付加価値のついた地球観測衛星画像等をインターネットを通じて提供し、アジア地域の国々で災害関連情報を共有する我が国主導の「センチネル・アジア」の推進等を通じ、我が国の陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)などの地球観測衛星の観測データを、開発途上国を中心とした諸外国の関係機関に提供する。	文部科学省	従来の活動を継続して実施するとともに、海外衛星との連携等の実施により、「センチネル・アジア」プロジェクトを推進する。				○*1･3（宇宙開発に関する長期的な計画、CSTP 分野別推進戦略）	23か国・地域58機関9国際機関の連携の下、センチネルアジアプロジェクトを着実に推進中。具体的には平成21 年度においては16件、センチネルアジアの要請により陸域観測技術衛星「だいち」による緊急観測を行い、GISを用いた地図情報との重ね合わせによるデータ等を関係機関に提供。また、日本及びインドに加え、韓国、タイ、台湾の衛星によるセンチネルアジアへのデータ提供、及び国際災害チャーターとの連携が決定するなど、国際協力を更に推進している。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
161	1章6	気候変動・グローバルマッピングパートナーシップ事業	国際機関等との連携強化し、気候変動の緩和・適応策に関する議論や政策決定における基礎資料として地球地図の利活用を促進する。	国土交通省	気候変動に伴い深刻な被害が想定されるモデル国に対策案を作成し、ワークショップにおいて同様の課題を持つ途上国に紹介することで普及啓発・技術移転につとめる。また、地球地図をインターネット上で誰もが簡単に利用できるツールを試作する。	○				第 15 回気候変動枠組条約締約国会議（COP15)において地球地図の利用促進のためのイベントを行うとともに、国内研究機関等に対して、地球地図の利活用についての意見交換を行った。 また、地球地図をインターネット上で誰でも簡単に利用できるツールの試作版を作成した。
第2章　地理情報システム（GIS）に関する施策										
1．地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及										
（地理情報の標準化）										
47	2章1（1）	地理情報標準の整備	ISO の国際規格に整合して地理情報標準を JIS 化する。また、地理情報標準の普及のため、最新の ISO 規格及び JIS 規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル（JPGIS）を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。	国土交通省	ISO において新たに国際規格が確定した項目について、必要に応じ、順次速やかに JIS 化原案を作成する。また、適時に JPGIS を改定するとともに、GML を地理情報標準に統合する。	○	○			ISO で国際規格として確定され、JIS 化原案を検討してきた ISO 19114 について、原案作成作業を完了し、JIS X 7114(地理情報－品質評価手順)として平成 21 年 5 月に制定した。 また、平成 21 年度に地理情報標準プロファイル（JPGIS）を改定し、前年度の JIS X 7109（地理情報―応用スキーマのための規則）及び JIS X 7110（地理情報―地物カタログ化法）の制定に対応した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
48	2章 1（1）	地理情報標準を使用した基盤地図情報の整備・提供	基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準、GMLを使用し、これらの普及のための環境整備を図る。	国土交通省	基盤地図情報は地理情報標準、GMLを使用して整備・提供する。	○	○			GML と統合された地理情報標準プロファイル（JPGIS）に準拠して、日本全国の 25000 レベルの基盤地図情報の提供を引続き実施しているほか、2500 レベルの基盤地図情報の提供範囲を拡大した。
49	2章 1（1）	地理情報標準の普及	地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。	国土交通省	地理空間情報の標準化の普及・啓発活動として、毎年全国でセミナーを開催するほか、ホームページで技術支援ツールを必要に応じて提供する。	○	○			地理情報標準の普及・啓発に関して、11 月と3月にセミナーを行った。 また、技術支援として、JPGIS に準拠した製品仕様書作成マニュアルと作成支援ツールの提供を実施した。
（地理空間情報全般の整備・更新・提供・流通に関するルール等）										
50	2章 1（2） 2（1）	地理空間情報の位置的整合性を担保する方法の検討	モデル的な実証調査等を行い、基盤地図情報を基準に整備した地理空間情報の位置的整合性の検証を実施し、地理空間情報の位置的整合性を担保する方法を検討する。	国土交通省	平成 22 年度までに検討を行い、技術的支援を開始する。	○				前年度検討内容をふまえ、中部圏をモデル地区として実証実験を行い、その結果をもとに、地理空間情報等整備の手引き（案）を策定し、普及・啓発のためのパンフレットを作成した。
51	2章 1（2）	地理空間情報の利活用マニュアルの作成	地方公共団体等におけるモデル実証調査等を通じて、地理空間情報の整備・共用・インターネットでの提供等の取組に関する課題抽出・対応策の検討を行い、地理空間情報の整備・更新・提供・流通のルール等を定めたマニュアル等の作成を3ヵ年かけ	国土交通省	平成 21 年度までに、マニュアル等を整備する。					それぞれ特徴の異なる3地域において基盤地図情報等の利活用推進モデル実証調査を行い、地理空間情報の整備・共用・インターネットでの提供等の取組に関する課題抽出・対応策の検討を行い、地理空間情報の整備・更新・提供・流通のルール等を定めた利活用マニュアルを作成した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況（達成した場合は具体的な内容）（未達成部分がある場合はその内容と理由）
			て実施する。							
52	2章1（2）	地理空間情報を容易に組み合わせて利用する方法の検討	既存のWebサーバに所有されるデータを重畳的に表現可能にするツール（SVGなど）に関する動向調査等を行う。	経済産業省	SVG を使った地図表現については、平成 22 年度に目途に JIS 制定を推進する。					平成 21 年度に、SVGにおける地図の表現及びサービスJIS原案作成委員会に参加し、JIS化を推進中。日本工業標準調査会で査読中。平成 23 年度春頃JIS化予定。
53	2章1（2）	地理識別子体系等の調査検討	地名や住所等から地理空間情報上の場所や地域の特定を可能とする地理識別子の体系等に関する調査検討を実施する。また、共有した地理空間情報を容易に組み合わせて利用する際のキーの一つである地名コードについて検討する。	国土交通省	平成 21 年度も引き続き、地名コードについて検討を実施する。	○				地理識別子のコード体系等に関する調査検討のための基礎データとして、住居表示実施地区の住所（395 市町村）と信号交差点位置と名称（36 都道府県）のデータを整備した。
54	2章1（2）4（1）	地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインの策定	地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定する。	推進会議	ガイドラインを策定する。					地理空間情報活用推進会議の下に設置されている地理情報システムワーキンググループにおいて、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン素案をとりまとめた。
55	2章1（2）4（2）	地理空間情報を扱う際のデータの二次利用に関する実務上のガイドラインの策定	地理空間情報を扱う際の（データの二次利用に関する）実務上のガイドラインを民間を含めた体制で検討し策定する。	推進会議	ガイドラインを策定する。					地理空間情報活用推進会議の下に設置されている地理情報システムワーキンググループにおいて、地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン素案をとりまとめた。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
56	2章4（3）	国の安全の観点から配慮すべき事項についての適切な枠組みの構築	国は、地理空間情報の活用推進とのバランスを取りつつ、国の安全の観点から配慮すべき事項について適切な枠組みの構築を図る。	推進会議	適切な枠組みを構築する。					地理空間情報活用推進会議の下に設置されている「国の安全に関する検討チーム」で、国の安全の観点から配慮が必要な地理空間情報の洗い出し作業等を行うとともに、諸外国の事例調査を実施した。今後は、必要なルール作りについて検討する。
57	2章1（2）	国土変遷アーカイブ整備	国土地理院が保有する旧版地図等をアーカイブ化し、提供する。また、過去に作成され、電子化や提供・流通が図られていない地図や統計データ等の歴史的資料の活用方策についても検討する。	国土交通省	過去のデータ整備の防災、国土管理、地域活性化等への利活用について引き続き検討する。	○	○			平成21年度末までに空中写真アーカイブを427,000枚、土地景観アーカイブを44面、旧版地図アーカイブを約2,500面作成した。
162	2章1	都市・地域の基礎的データ収集・利活用方策検討調査	都市計画の評価やそれを踏まえたPDCAサイクルを支える根拠として、都市計画基礎調査の位置づけを強化し、より効果的な都市計画の実現を図るため、都市計画基礎調査ガイダンス（調査編、分析編、利活用編）を取りまとめる。	国土交通省	平成23年度までに、都市計画基礎調査ガイダンスを作成する。					H21年度も引き続き調査項目についての見直しを実施した。
（基盤地図情報の整備のための基準等の普及）										
58	2章1（3）	公共測量に係る作業規程の準則の普及促進	平成20年3月に改訂した公共測量に係る作業規程の準則を普及するため、測量法第35条に基づき公共測量の年度計画を把握するとともに実施計画書の提出を促し、適切な技術的助言の実施及	国土交通省	毎年、年度計画の把握等を行う。	○				測量法第35 条に基づき国及び地方公共団体を対象に、平成21年度、平成22 年度に実施を予定する公共測量の年度計画の調査を行った。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
			び成果提出の促進を図る。							
2. 地理空間情報の整備・更新・提供の推進										
（主題図等）										
59	2章2（1）	主題図データの整備・提供	防災、環境及び土地利用に関する各種の主題図データ（地形分類や土地利用など）の整備・提供を行う。	国土交通省	整備・提供する主題図データを増加させる。				○*5･6 （平成20年度の我が国における地球観測の在り方、平成20年度の我が国における地球観測の実施方針）	土地条件調査、宅地利用動向調査等の各種主題図データ整備を実施した。
60	2章2（1）（3）	国土数値情報の整備・更新・ダウンロードサービス	土地利用、地価等の国土数値情報を整備し、適時に更新するとともに、データをインターネットで提供する。	国土交通省	毎年度整備・更新を行った情報をインターネットでダウンロード可能とする。					平成21年度は地価公示他10のデータを作成・更新した。また、昨年度作成の3データを公開した。
61	2章1（1）2（1）（3）	地質情報の整備	防災（地震動、土砂災害等）や国土の有効利用に資するために、国土の基礎的な基本情報としての地質情報整備の推進を図る。	経済産業省	平成22年度までに各種地質図幅類を、5万分の1地質図幅については国土の74%を、20万分の1地質図幅においては100%を、海洋地質図においては日本周辺海域の96%をカバーす					知的基盤整備計画に従い、地質図類の整備を実施した。 5万分の1地質図幅は7図を出版した。 20万分の1地質図幅については5図を出版し、国土の100%カバーが達成された。ウェブ公開中のシームレス地質図（1/20万）のデータ更新を行った。 海陸シームレス地質情報集「能登半島北部沿岸域（DVD版）」を出版した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
					る。シームレス地質図をウェブ公開し、整備・更新を継続する。					
62	2章 2（3）	地盤情報の提供	国土交通省の持つ地質情報について引き続き、データの整備を進め、順次公開を行うとともに関係機関と共有化を図る。	国土交通省	平成21年度についても引き続きデータの整備を進め、順次公開を行う。					ボーリング位置情報読み取りシステムを追加した。平成22年3月末現在、約7.5万件のボーリングデータを公開している。
63	2章 2（1）	地すべり地形分布図の電子化	未刊行である四国・九州・北海道の地すべり地形分布図を作成し、Web公開範囲の拡大を進める。また、WMSを用いて各種地理データとの重ね合わせを実現させるため、世界測地系への変換を早急に行うとともに、WFSへの対応を検討する。	文部科学省	平成27年までに全国約1,100面を作成し、Web上での公開を目指す。					地すべり地形分布図の作成については、平成20年度までに完了した四国・九州・本州の3島に引き続き、北海道の刊行を進めており、21年度は渡島半島部の49面の図葉の刊行を行った。その結果、計896面を刊行するに至り、刊行率は国土の8割を超えた。Web-GISによる地すべり地形の公開は、平成21年度において、残っていた下北半島など青森・岩手の両県の公開を追加し、本州・四国・九州の3島のWeb公開を実現させた。また、WMSサービスを用いた、航空写真や地質図と重ね合わせができるページの整備を進めるとともに、PDF版の地図の公開やデータダウンロードにおける区割りの改訂を進めた。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
64	2章 2（1） （3）	火山地質図、活断層図等の電子化	火山災害の軽減・防災計画に資することを目的として火山地質図の整備を進めるとともに、当該火山に関する各種データを集積して解説を加えた火山研究解説集を作成する。活断層に関しては、活断層活動確率地図、ストリップマップ、活構造図等の公開済みデータをデジタル化・統合する。	経済産業省	平成 22 年度までにこれまでの成果を含め火山地質図累計 16 図、火山研究解説集 2 件を整備する。活断層データベースについては従来の活断層情報と他の地質情報の統合化を進め、GIS化したデータベースとして整備する。					火山地質図「樽前火山」「十勝岳火山」を出版し、出版済み火山地質図は累計 16 図となった。日本の活火山の噴火履歴とその規模や様式についてのデータベース「活火山データベース」の整備・更新を継続した。 活断層データベースの更新を継続した。
65	2章 2（3）	環境GISの整備運用	大気汚染、水質汚濁等の環境データをデータベース化し、環境GISから情報配信するとともに、データのダウンロードサービスを行う。	環　境　省	環境データを逐次更新する。					既存コンテンツについて、年に1回最新のデータを追加更新するとともに、新しいコンテンツとして、「自動車 CO2 排出量マップ」の提供を開始した。また、「大気汚染予測システム」の高精度予測地域を追加（中部、関西、九州地域）した。
66	2章 2（1）	生息環境情報調査	環境との調和に配慮した土地改良事業の推進と農村環境の保全形成に資するため、広域農業地域を対象に生息環境の評価区分を行い、生息環境に関する地理情報を整備する。	農林水産省	平成 23 年度までに全国の広域農業地域のデータを整備する。					平成 20 年度に 10,平成 21 年度に 19 の広域農業地域の調査を行い、データを整理した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況（達成した場合は具体的な内容）（未達成部分がある場合はその内容と理由）
67	2章 2（1） （3）	生物多様性情報の整備・提供	生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードによる提供を推進する。特に2万5千分の1植生図の整備、提供、GIS化の推進を図る。また、学術研究や自然環境モニタリングに資するため、国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図を作成し、サンゴ礁分布図の閲覧やダウンロードサービスを行う。	環　境　省	2万5千分の1植生図について、平成24年3月までに国土の約6割整備・提供する。また、平成22年度までにサンゴ礁の分布図を作成する。					縮尺2万5千分の1植生図の全国整備率は、平成22年3月現在で約50%となった。 また、国内外のサンゴ礁分布図作成を実施した。
68	2章 2（1）	国有林における数値地図情報の更新	国有林における森林の状況の変化等に伴う地図情報の修正を森林計画樹立時に併せて実施し、森林吸収量報告に必要となる森林の位置情報の品質を高めるとともに、国有林野事業の効率的な実施に資する。	農林水産省	概ね5年周期で国有林を占める地域の数値地図情報の更新が完了するよう計画的に毎年地図情報を更新する。					平成21年度森林計画樹立等の38計画区について、修正基本図に基づき、ラスターデータ及びベクターデータを平成21年9月に更新完了した。
69	1章 5 2章 2（1） （2） 3（2）	水土里情報利活用促進事業	農地や水利施設等に関する情報を収集し、農業者等へ広く提供可能な地図情報やオルソ画像を整備することにより、農村の振興等を目的とした多様な取り組みの円滑な推進を支援する。	農林水産省	平成22年度まで全国的な地図情報を整備する。					平成22年度までの整備完了に向けて、全国的にオルソ画像などの地図情報の整備進捗を図った。（平成22年3月末現在、整備対象農地の約8割を整備）
70	2章 2（3）	防災情報提供センターによる防災情報の提供	国土交通省内の各部局が保有する防災に関する情報を集約し、防災情報提供センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。					HPの運用を通じて安定した情報集約、情報提供を行った。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
71	2章2（3）	水情報国土データ管理センターによる水に関する情報の提供	水に関する情報を集約し、水情報国土データ管理センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。					リアルタイムの河川情報の他、水文水質や河川環境等のデータを HP により提供した。
72	2章2（1）	国有財産情報公開システムの運用	国有財産に関する一件別の情報、全国の財務局等で売出中の入札物件等の情報、統計情報などについて、整備更新を行い、引き続き、閲覧・提供に供する。	財　務　省	毎年度継続的に行う。					「国有財産一件別情報」、「売出中の国有地」等の国有財産に関する情報や国有財産の現在額等の統計資料について適時更新を行うなど、引き続き情報提供を行った。
73	2章2（3）	取引価格等土地情報の整備・提供の推進	土地市場の透明化・取引の円滑化・活性化を図るため、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が特定できないよう配慮して土地取引の際に必要となる取引価格情報等の提供を行なう。	国土交通省	継続的に更新・提供を行う。					平成21年度において、継続的に取引価格情報の更新・提供を行った。
163	2章2（3）	環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）の整備運用	大気汚染等の環境データを情報配信する。	環　境　省	環境データを逐次更新する。					全国各地で測定されている環境基準が設定されている項目の他、一酸化窒素及び非メタン炭化水素濃度等並びに光化学オキシダント注意報等の情報をリアルタイム（1時間毎）でホームページにより提供した。
164	2章2（3）	環境省花粉観測システム（はなこさん）の整備運用	花粉等の環境データを情報配信する。	環　境　省	環境データを逐次更新する。					2月から6月まで、リアルタイム（1時間毎）で全国各地の花粉数データをホームページにより提供した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
（地形図）										
74	2章 2（3）	数値地図25000の更新、提供	数値地図25000の更新、提供（刊行、インターネット提供）を引き続き実施する。	国土交通省	継続的な更新・提供を実施する。	○				平成21年度に数値地図25000について22面の更新、提供を行った。
（地名情報）										
75	2章 2（1） （3）	街区レベル位置参照情報等の整備・更新・提供	街区レベル位置参照情報を年1回以上更新する。さらに、大字・町丁目の位置参照情報を整備し、更新する。	国土交通省	毎年度更新する。					街区レベル位置参照情報及び大字・町丁目レベル位置参照情報の更新・作成を行い、公表した。
（海域の地理空間情報）										
76	2章 2（1）	海域の地理空間情報の整備	我が国の沿岸詳細基盤情報の整備を行う。	国土交通省	状況を把握してから6ヶ月以内に整備する。			○		海洋調査等を行い、沿岸の詳細な基盤情報を整備した。 引き続き海洋調査等を行い、沿岸の詳細な基盤情報の整備を推進する。
（統計情報）										
77	2章 2（1） （3）	統計GISの拡充	政府統計共同利用システムにおいて政府統計に関連する情報全体の窓口となる「政府統計の総合窓口」（e-Stat）上に統計地理情報システム（「地図で見る統計」（統計GIS））を整備し、各府省が保有する地域統計データの同システムへの掲載及び境域情報の整備を行い、各府省が作成した統計情報を提供する。	総務省及び関係府省	継続的に実施する。	○				システムの運用を継続的に実施した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
78	2章2（1）	統計の二次的利用の推進	平成21年4月1日に全部施行された統計法、法に基づき策定された統計の二次利用に関する各種ガイドライン及び政府として統計の整備方針を定めた、公的統計の整備に関する基本的な計画（「基本計画」）に基づき、統計の二次利用の推進を図る。	総　務　省	平成21年4月以降着実に実施する。		○			統計の二次的利用に係る制度の開始を受けて、関係府省等による個別サービス内容の周知を推進する一方、総務省ホームページ、メールマガジン等を活用して全体的な周知活動を行った。 また、関係府省等における提供が円滑に進むように適宜支援を行った。
（空中写真）										
80	2章2（1）	国有林における空中写真撮影	国有林における森林計画樹立にあたっての基礎資料として活用するために、主として国有林が占める地域を、計画的に空中写真撮影を行う。	農林水産省	概ね5年周期で国有林を占める地域の撮影を完了するよう計画的に毎年撮影を実施する。					平成21年度分（13 地区、11,442km）について、平成22年3月に撮影を完了した。
81	2章2（1）	国土の周期的な撮影	平地を主とする地域及び離島の周期的な撮影を行う。また、オルソ画像（地図と重ね合わせ可能な写真）の整備を推進する。	国土交通省	概ね5年周期で撮影を行う。また、平成23年度までに、市街化区域・市街化調整区域内のオルソ画像を整備する。	○		○		平成21年度の空中写真撮影及びオルソ画像について、平地を主とする地域及び離島において約30,000km2 を撮影し、市街化区域・市街化調整区域内の約10,000km2 についてオルソ画像を整備した。
82	2章2（1）（3）	空中写真の有効活用の推進	国土交通省が保有する空中写真をオルソ化し、インターネットで提供する。	国土交通省	提供する写真数を増加させる。					国土地理院において一元的に実施するため、システムの運用を終了した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
83	2章 2（3）	航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実	国、地方公共団体等の保有する空中写真を、地図上でワンストップで検索できる「航空写真画像情報所在検索・案内システム」の接続機関を増やす等の取組を充実させる。	国土交通省	接続機関を毎年増加させる。					平成 21 年度に新たに 24 団体を追加することにより、接続機関の合計を 85 団体とし、航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実を図った。
（衛星画像）										
84	2章 2（1）	衛星画像の整備・提供（ASTER）	資源探査用将来型センサ（ASTER）による衛星画像の整備を行い、これをユーザーに提供する。	経済産業省	平成 22 年度まで地球観測衛星データの継続的な提供を行う。				○*4･5･6 （地球観測の推進戦略、我が国における地球観測の在り方及び実施方針）	平成 21 年度においては、一般ユーザ向けに ASTER データ 10,565 シーンのデータ提供を行った。
85	2章2 （1）	衛星画像の整備・提供（だいち）	平成 18 年1月に打ち上げられた陸域観測技術衛星「だいち」搭載センサ PALSAR による衛星画像の整備を行い、これをユーザーに提供する。	経済産業省	平成 22 年度まで地球観測衛星データの継続的な提供を行う。				○*4･5･6 （地球観測の推進戦略、我が国における地球観測の在り方及び実施方針）	平成 21 年度においては、一般ユーザ向けに PALSAR データ 1,538 シーンのデータ提供を行った。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
86	2章2（1）（2）	陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）の運用	基盤地図情報の継続的な整備・提供に資するため、関係府省や機関と連携しながら、陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）による地図作成、全国5万分の1の衛星画像の作成等の利用実証実験を実施する。	文部科学省	衛星の運用及び利用実証実験を継続することにより、基盤地図情報の整備・提供等に貢献する。		○		○*1・3（宇宙開発に関する長期的な計画、CSTP 分野別推進戦略）	陸域観測技術衛星「だいち」の運用及びデータ提供を継続している。国土地理院においては、陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）の画像データを利用し、電子国土基本図（地図情報）などの更新に活用している。また、JAXA においては、全国5万分の1の衛星地形図の他、全国2万5千分の1の衛星地形図を整備。なお、JAXA の衛星地形図は、災害発生時に関係府省等の要請に基づき提供され、被災状況の把握等に貢献した。
（基盤地図情報）【基盤地図情報の整備・更新・提供】										
87	2章2（1）（2）	地形図データの整備・更新	基盤地図情報に係る項目を含む縮尺レベル 25000 の地形図データを整備・更新する。	国土交通省	変化を捉え適時の更新を行う。なお、特に登山者の多い著名な登山道の情報や地理識別子（全国の交差点及び住所の一部）の整備を計画中。	○				平成 21 年度は、縮尺レベル 25000 の地形図データ約 190 千㎢について主要な変化部分の適時更新を行い、電子国土 Web システムによる閲覧（試験公開）を開始した。
88	2章2（2）	道路関係図面の電子化	道路工事完成図等作成要領に基づく電子化を進めるなど、道路関係図面の電子化を進める。	国土交通省	データの整備・蓄積を進める。					道路工事完成図等作成要領に基づき、道路関係図書の電子化を進めた。
89	2章2（2）	地方公共団体への技術的支援	地方公共団体においても、都市計画基図など、通常、行政の各分野で整備・更新している基盤地図情報に係る項目を含む地図が基準に基づき電子的に整備・更新され、できる限り新鮮で高精度なもの	国土交通省	引き続き、公共測量作業計画に対し技術的な助言を行い、測量成果が基準どおり作成されているか審査を行い結果を通知す	○				平成 21 年度は、測量計画機関から提出された公共測量実施計画 3,632 件に対し技術的な助言を行うとともに、業務完了に伴い提出された測量成果が基準どおりに作成されているか審査 2,807 件を行い結果を通知した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
			として維持されるよう、技術的支援を行う。		る。					
90	2章 2（2）	基盤地図情報の整備・更新	基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データや既存の数値地図2500及び数値地図25000をオルソ画像を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進め、平成23年度までに概成する。	国土交通省	平成23年度までに全国の基盤地図情報を概成する。	○	○			平成21年度までに、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データ等を集約・シームレス化し、約5.1万千km2について縮尺レベル2500の基盤地図情報整備を実施した。 なお、縮尺レベル25000の基盤地図情報については平成19年度に整備を完了している。
91	2章 2（3）	基盤地図情報の提供	国及び地方公共団体が保有する基盤地図情報を集約し、シームレスに接合した縮尺レベル2500、25000相当の基盤地図情報を平成20年度からインターネットにより無償提供する。さらに、国以外でもこうした取組が普及するよう、地方公共団体等への働きかけや、相談体制の充実を図る。	国土交通省	平成20年度より、基盤地図情報のインターネットによる無償提供を開始した。平成21年度以降も引き続き、初期整備・更新作業の完了したデータから順次、提供を開始する。	○	○			平成21年度までに縮尺レベル2500を約325百㎢、縮尺レベル25000を全国提供した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
92	2章2（3）	ワンストップサービスのシステム構築	国及び地方公共団体が公共測量において整備する各種の基盤地図情報を円滑に流通させるため、その所在を検索することができるクリアリングハウスの充実等を図るとともに、ワンストップで提供するサービスを関係機関と連携して実施する。	国土交通省	測量成果をワンストップで提供するサービスを平成22年度までに開始する。	○	○			基本測量及び公共測量の測量成果の複製・使用承認申請を受理する、測量成果利用申請のワンストップサービスの運用を平成21年4月に開始した。 また、基準点についてもワンストップサービスで取扱いが可能となるよう、システムの拡張を行った。
165	2章2（2）	基盤地図情報の法定図書への活用方策の確立	基盤地図情報を用いた法定図書作成に関する作業マニュアル等についての検討を行う。	国土交通省	基盤地図情報を用いた法定図書作成マニュアルを平成22年度までに作成する。					基盤地図情報を用いた法定図書作成に関する作業マニュアル等について検討した。
（基盤地図情報）【地籍調査、登記所備付地図等の電子化の推進】										
93	2章2（2）	都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）	老朽化した木造建築物が密集している密集市街地、中心市街地などを対象として、街区外周の官民境界の位置情報に関する調査を行う。	国土交通省	平成21年度までに密集市街地等を重点整備する。		○			平成21年度においては、46市区町（約101k㎡）において調査を実施し、調査を終了した。
94	2章2（2）	地籍調査の推進	土地の有効利用の基盤となる地籍調査の推進を図る。	国土交通省	全国的に地籍情報の整備を進める。					平成21年度までに全国で140千K㎡において地籍調査を実施した。
95	2章2（2）	登記所備付地図及び公図の電子化	登記所備付地図及び公図の電子化を行う。	法　務　省	平成22年までに電子化を完了する。		○			全登記所のうち約83%の登記所において，登記所備付地図及び公図の電子化を行った上で地図情報システムを導入した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
96	2章2（2）	地籍整備	不動産登記法に基づく筆界特定制度（筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界（筆界）を適正かつ迅速に特定する手続き。平成17年度に導入。）や、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度（ADR）も活用して、地籍の明確化を推進していく。	法　務　省	地籍の明確化を継続して実施する。					平成21年度においては，2,559件（速報値）の筆界特定が行われており，地籍の明確化が推進された。
166	2章2（2）	山村境界保全事業	山村地域において、今後の地籍調査の円滑な実施に向け、簡易な手法を用いて境界に関する情報の保全を図る。	国土交通省	土地境界の確認が困難な状況となってきている山村地域において実施する。					平成16年度に事業を開始後、平成21年度までに66市町において実施し、平成22年度からは山村境界基本調査として新たに実施する。
（基盤地図情報）【民間測量成果の活用方策の検討】										
97	2章2（2）	民間測量成果の活用	基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、公共測量における民間測量成果の活用について検討し、運用を開始する。	国土交通省	基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、引き続き公共測量における民間測量成果の利活用について運用する。	○				基盤地図情報の整備・更新を円滑に進めるため、公共測量成果が整備されていない地域において、民間測量成果の精度を確認し、基盤地図情報整備を進めた。また、公共測量における民間測量成果の活用については、修正測量において、精度確認された測量成果の活用の運用を実施している。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
（基盤地図情報）【基準点情報の維持管理等】										
98	2章 2（2）	セミ・ダイナミック補正の推進	基準点測量を計画的に実施するとともに、セミ・ダイナミック補正（基準点測量の結果から地殻変動の影響を取り除く方法）を導入する。	国土交通省	平成22年度末までにセミ・ダイナミック補正を公共測量へ導入する。					平成22年1月から、セミ・ダイナミック補正を公共測量（電子基準点のみを既知点とする1級基準点測量）に導入した。
99	2章 2（2）	基準点に関する情報の整備・提供	基準点に関する情報を整備・管理し、インターネットによる提供のため「基準点GIS」を構築する。	国土交通省	平成22年度の運用を目指し、平成21年度末までに基準点に関する総合データベースを構築する。					「基準点成果閲覧サービス」「公共基準点配置図」「街区基準点配置図」を統合した一般向け閲覧サービス（電子国土）及び、それに付随するデータベース・各種管理システム・業務支援システムを構築した。
100	2章 2（2）	インテリジェント基準点の整備の推進	基準点にICタグを付加したインテリジェント基準点の整備・導入を順次図り、その普及啓発活動や関係機関に対する技術的支援を行い、基準点の維持管理及び活用の高度化に努める。	国土交通省	平成24年度末までに高度地域基準点2,400点のインテリジェント化を図るとともに、公共基準点への導入を推進する。	○				高度地域基準点測量の事業に併せて着実に実施している。また、平成21年度基準点現況調査作業において、約19,000点の標石基準点のインテリジェント基準点化を行った。
101	2章 2（2）	離島の位置情報基盤整備	海洋を含む国土の総合的な管理の観点から、遠隔の離島における基準点の設置、維持、管理を実施していく。	国土交通省	平成22年度末までに基準点が未設置の離島のうち3島について基準点を整備する。			○		平成21年度までに硫黄鳥島等の3島へ基準点を整備した。
102	2章 2（2）	公共測量成果の世界測地系への移行促進	世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表し、測量業務担当者を対象とした担当者会議等において指導、啓発を行う。	国土交通省	引き続き、世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表する。	○				基準点測量成果の世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表し、公共測量の普及啓発活動の一環として開催している担当者会議等において、指導、啓発を行っている。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況（達成した場合は具体的な内容）（未達成部分がある場合はその内容と理由）
（基盤地図情報）【整備・更新に関する情報提供】										
103	2章2（3）	基本測量及び公共測量の実施情報の提供	基本測量及び公共測量の実施地域や期間についてインターネットにより情報提供を行う。また、測量計画機関の連携による効率的な測量の実施を図るため、リアルタイムでの情報提供を検討する。	国土交通省	引き続き、インターネット等により情報提供を行う。	○	○			基本測量及び公共測量の実施地域や期間について、インターネット等により適宜情報提供を行っている。
（ウェブマッピングシステムによるデータ提供）										
104	2章1（2）2（3）3（1）	電子国土 Web システムの機能拡充と普及	国民が WebGISを利用して容易に情報の公開や共有をすることができる電子国土 Web システムについて、サービスを引き続き提供するとともに、機能の拡充と普及を図る。	国土交通省	引き続き電子国土 Webシステムのサービスを提供するとともに機能の拡充と普及を図っていく。	○	○			プラグインを必要としない電子国土 Web システム Version2 への作画機能追加等の機能拡充を行うとともに、全国 9 ヶ所での電子国土普及セミナー開催及び地方公共団体 18 団体への導入支援業務等により、電子国土 Web システムの普及を図った。
105	2章1（2）2（3）3（1）	国土地理空間情報プラットフォームの構築	国土交通省が持つ様々な情報を電子地図上に整理した地理空間情報プラットフォームを整備・更新して、省内外で広く共有するための仕組みを構築する。	国土交通省	平成 21 年までに先駆的導入を行い、平成 22 年の普及を目指す。					試験公開しているサイトについて、①利用者からのアンケートをもとに直観的でわかりやすい地図操作性の導入、②データ処理方法の改善による表示速度の向上、③点データ（地点情報）のみだけでなく、線（区間）・面（領域）のデータも表現可能とする、改良版を作成した。また、データ登録のための変換ツールを作成した。平成 22 年度の本格運用に向け引き続き検討を行っている。
106	2章2（3）3（1）	国土情報ウェブマッピングシステムの拡充	国土数値情報を閲覧するための国土情報ウェブマッピングシステムの提供データを拡充する。	国土交通省	引き続き運用し、毎年データを拡充する。					平成 21 年度に新た 3 データを登録し、データを拡充した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
107	2章 2（3）	地理情報標準に準拠した府省横断的地理情報カタログ・配信システム（GEO Grid SDK）の構築	各機関に分散して管理されている地理空間情報に係わるデータセットを、効果的かつ効率よく検索するために、その検索方法を地理空間情報検索方法の国際標準であるCS-W対応に置き換え、データ管理者のポリシーを考慮した上でデータをインターネットにて提供・流通させるために、OGC(Open Geospatial Consortium)およびOGF(Open Grid Forum)に準拠したソフトウエア（ツールキット）を開発し、標準的なWMSやWPSによるデータの利活用を図る。	経済産業省	地理空間情報検索方法の国際標準であるCS-Wを用いた実験をASTERデータに対して行う（3年：H20-22）。また、地理情報データが整備（メタ情報同時作成）されてから2年以内にメタ情報カタログの整備をする。	○	○		○*5 （我が国における地球観測の在り方）	我々が開発したCS-Wの実装であるAIST-CSWを用いてASTERデータのカタログ情報を提供するシステムを構築し，実証実験を開始した。メタデータのスキーマとしては，ebRim-EOプロファイルを採用した。実証実験により，AIST-CSWは，実用上問題ない性能および頑健性を備えている事を確認した。また，台湾の研究機関であるNSPO(National Space Organization)が所有するFormosat-2のデータを，NSPOのポリシーを尊重しつつOGC標準により提供するために，GEO Gridのデータ配信システム構築手順をNSPOに示し，Formosat-2のデータ公開準備を開始した。
（地方公共団体への支援等）										

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
108	2章 2（3）	GISを活用した交通規制情報の提供	都道府県警察において管理する交通規制情報をGISで扱うため、全国統一のフォーマットによりデータベース化し、適時適切な管理を行う。このデータベース上の情報を提供することにより、カーナビゲーション装置等を通じた情報提供の高度化を可能とし、安全運転支援や適切な経路誘導等を通じて交通の安全と円滑を図る。	警　察　庁	交通規制情報管理システムの的確な管理及び運用を行う。					各都道府県警察に対し、交通規制情報の迅速かつ正確な入力を指導するなど、交通規制情報管理システムの的確な管理及び運用に努めた。
109	2章 2（3）	地理空間情報の提供・流通に関するルールの普及啓発	基盤地図情報に関する省令・告示・公共測量に係る作業規程の準則について全地方公共団体や関係機関等へ周知する。また、パンフレット等の作成・配布やセミナー開催等により普及活動を実施する。	国土交通省	省令・告示・公共測量に係る作業規程の準則について全地方公共団体や関係機関等へ周知する。また、パンフレット等の作成・配布やセミナー開催等により普及活動を実施する。	○				地理空間情報の提供・流通に関するルールの普及啓発の一環として、「地方公共団体における地理空間情報活用の調査」を実施し、調査結果を全ての地方公共団体に配布した。
110	2章 1（2） 2（1）	ヘルプデスクによる技術的支援	地理空間情報の電子的整備・更新に関する技術的支援方策の検討を実施し、一元化した基盤地図情報問合せ窓口を含むヘルプデスクにより技術的支援を行う。	国土交通省	問合せ窓口を含むヘルプデスクにより技術的支援を行う。	○				問い合わせに対する回答は原則として1開庁日以内に返した。平成 21 年度対応件数は約 250 件。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
167	2章 2	防災関連情報基盤の構築によるハザードマップ普及促進	中央防災会議における被害想定資料等の既存情報について、他機関が容易に活用できるようにデータベース化を実施する。	内閣府	データベース構築に係る課題についての検討を進める。					中央防災会議及び各都道府県が作成した既存の地震・津波の被害想定データを収集・分析し、規格化対象項目の検討と規格素案の作成を行った。
3. 地理情報システムの活用の促進										
（国における活用）										
111	2章 3（1） （2）	災害リスク情報プラットフォーム	国・地域・個々人の防災力向上を図るため、各機関に散在した各種災害情報を集約し、GISを活用したハザード・リスクマップなど災害リスク情報の作成・統合・提供を行うシステムを構築する。	文部科学省	平成 24 年度までにシステムを構築し、一般への情報提供を開始する。					「全国地震動予測地図」を作成し、関連するデータとして、全国深部地盤モデル、表層地盤250mメッシュモデルを作成した。それらデータは、高度化された新型の地震ハザードステーション J-SHIS より公開された。また、地理空間情報の相互運用のための国際標準インターフェイスを有する配信 GIS サーバー及び相互運用インターフェイスに対応した地域コミュニティ等が各種の災害ハザードマップ情報を活用できるような GIS システムを開発し、それらのソフトウェアをオープンソースとして全世界に無償で公開し、自治体、地域コミュニティと共同して実証実験を行った。
113	2章 3（1）	文化遺産オンライン構想の推進	災害等に対応した文化財保全のための位置情報システムの確立等を図る。	文部科学省	平成 24 年度までにシステムを構築する。					文化財管理のための位置情報システムにおいて、文化財の位置情報の入力、確認を行った。本格稼働に向け、平成 24 年度までにシステムを構築する。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
114	2章 3（1）	生物多様性情報システム等の整備・活用推進	生物多様性情報システム（J-IBIS）等を引き続き整備し、WebGISによる生物多様性情報の利活用の推進を図る。また国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図をGISにより作成し、保全のための基礎データを整備するとともに、これらの閲覧やダウンロードサービスを行うことで、学術研究や自然環境モニタリングに資する。	環　境　省	WebGISを活用したをデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。・平成22年度までに分布図を作成し、閲覧等のサービスを開始する。					引き続き、各種成果についてのデジタル化・Web 公開を行うなど、機能の拡充を行った。また、国内外のサンゴ礁分布図作成を実施した。
116	1章 5 2章 3（1）	国土計画等への地理空間情報の活用	国土政策の企画・立案等のために整備されている省内向けシステム「新国土数値情報利用・管理システム（NewISLAND）」を運用する。	国土交通省	データベースを充実させ、引き続き運用する。					事業所、企業統計調査等の統計データを追加収録し、データベースを拡充し、システムの運用を継続的に実施した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
117	2章3（1）	産業振興に資する地理情報共用 Web ゲートウェイの構築	様々な情報提供サービスに必要なウェブマッピングシステムの提供、改良を進め、国際標準化に貢献し、産業技術力強化を図る。具体的には、オープンソースによるWebGIS基幹部としてWMS/WFS/CS-W の独自ミドルウエアを開発。特に画像データベースへの高速アクセス、並列・マルチスレッド・マルチストリーム処理による高性能化を図る。また、データのセキュリティ（アクセス認可）について、データ発信者が策定したポリシに忠実に従う機能を付与する。	経済産業省	オープンソースソフトウェア(FOSS4G)などの高性能化、セキュリティ対応を図る（3年：H21-23）。Web ベースでのデータ解析等のサービス（WPS）を整備することで、インターネットを通じてのソフトウエア機能の提供（SaaS 的な利用）を普及させる（3年：H21-23）。多種多様なデータ統合を普及させるために国際標準OGC(Open Geospatial Consortium)に準拠した OGC Web ServicePhase 6（OWS-6）およびその後継プロジェクトと協力して進める。	○	○		○*5（我が国における地球観測の在り方）	全文検索エンジンの機能を用いて高速なカタログ検索を実現する CS-W の実装である AIST-CSW と，データ発信者のポリシに従って柔軟なアクセス制御を実現するセキュリティを実装した。120 万件のカタログータを用いた評価実験により，AIST-CSW は商用ソフトウェアに比べて圧倒的に高い性能を安定して提供することを確認した。また，衛星データやセンサーデータを，適切なアクセス制御のもとに WMS，WFS，あるいは SOS によって提供するシステムを構築した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
168	2章 3（1）	総合交通分析システムの機能更新・拡充	総合交通分析システムにおいては、地理情報システムを活用することにより、経路探索結果を分析・図化することが可能となっている。システムを提供するにあたり、道路ネットワーク等の地理空間情報を定期的に更新、拡充している。	国土交通省	継続的に機能更新・拡充を行う。					平成 21 年度は総合交通分析システム内の鉄道・航空ネットワークの更新、図化機能の拡充等を行った。
（地方公共団体等における活用促進）										
119	2章 3（2）	農地情報共有化支援事業	地域担い手育成総合支援協議会の構成機関である市町村、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区の有する農地の所有者や耕作者、作付状況等の農地に関する情報と都道府県土連が整備する地図情報とを結合することにより、これらの関係機関共通の農地情報データベースの整備を支援する。	農林水産省	平成 22 年度までに水土里情報利活用促進事業により整備される地図情報を活用し、関係機関共通の農地情報データベースの整備を図る。					地図情報の整備に並行して、所有者、耕作者、面積、地目及び作付け状況等の農地情報データベースの整備を図った。
120	2章 3（2）	森林GISの整備	都道府県における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。	農林水産省	平成 23 年度までに 47 都道府県に森林GISを整備する。	○				森林 GIS システムについては、平成 21 年度までに 47 都道府県において導入されたが、システム利用のためのデータについては未整備箇所もあり、引き続きデータ等整備を支援。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
169	2章 3（2）	衛星画像を活用した損害評価方法の確立	水稲共済について、衛星画像及び GIS データを活用した損害評価方法の確立を図る。	農林水産省	平成 26 年度から衛星画像を活用した損害評価方法を全国的に本格導入し、将来にわたって、農業災害補償制度の適切かつ安定的な運営を図る。					水稲共済について、衛星画像及び GIS データを活用した損害評価方法の確立を図るため、一部の道県において、衛星画像の波長データから水稲作付耕地の収量を推計するための式（収量推計式）を策定するとともに、収量推計式の精度の向上を図った。また、策定した収量推計式を用いて水稲作付耕地の収量を推計する処理を行うシステムにつき改修を行った。
第3章　衛星測位に関する施策 **1．信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保するための衛星測位に係る連絡調整等**										
（システム運営主体との連絡調整）										
121	1章 6 3章 1（1）	日米GPS会合	1998 年の日米首脳声明に従い定期的に開催されるGPSの利用に関する重要事項を検討・討議するための会合を開催する。	外務省 関係府省	引き続き会合を開催し、必要な調整を行っていく。					平成22年1月、日米GPS全体会合をワシントンで開催。両国の有する衛星測位システムの民生利用に関する重要事項等を検討・討議し、「両政府は、平和目的のための宇宙ベースPNTサービスの開かれた利用を、利用者へ直接課金することなく提供することの重要性を再確認する」旨の共同発表案を採択した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
122	1章 6 3章 1（1）	国際衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）及びGNSSシステムプロバイダーフォーラムへの参画	国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）において設立された衛星航法システムに関する国際委員会は、関心国・組織により、衛星測位に関する情報交換等をボランタリーベースの活動として実施しているが、当該会合に参画し、関係各国の衛星測位システムの開発・利用状況について情報収集を行うとともに、衛星測位システムの運用機関（プロバイダー）との連携を深める。	関係府省	我が国としても引き続き参画し、国際動向等について情報収集を行うとともに、各国との連携を深める。					平成 21 年9月 14 日～18 日にかけてロシア・サンクトペテルブルクで開催された第4回衛星航法システムに関する国際委員会（ICG）及び第6回プロバイダーフォーラムに我が国としても出席し、関係各国と情報交換を行った。第5回ICG会合は、平成 22 年 10 月にイタリアのトリノで開催予定であり、その事前に開催される準備会合等についても積極的に参加していく。
（衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供等）										
123	3章1 （2）	衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供	関係府省の担当者から構成される地理空間情報活用推進会議衛星測位ワーキンググループにおいて、国内の利用者のニーズを踏まえて、米国GPSの運用等に関する情報を、必要な利用者に的確に伝わるようなシステムの在り方について検討し、その結論に基づき必要な措置を講ずる。	推進会議（衛星測位ワーキンググループ）	推進会議（衛星測位ワーキンググループ）において検討を進める。					衛星測位ワーキンググループにおいて、必要に応じて民間団体等からもオブザーバーとしての参加を仰ぎ、米国GPSの運用などに関する情報交換・意見交換を行った。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
2. 衛星測位に係る研究開発の推進等										
（基礎的・基盤的な研究開発等の推進）										
124	3章 2（2）	技術試験衛星Ⅷ型による衛星測位技術の実験	衛星測位に関する基礎的な技術を蓄積するための実験を実施する。	総務省 文部科学省	平成 21 年度までに技術実証を行う。				○*3 （CSTP 分野別推進戦略）注）CSTP は測位の技術実証ではなく、移動体通信技術として位置づけ。	世界初の衛星－地上間の双方向時刻・周波数比較実験を実施し、10 億分の 1 秒を下回る高い精度を得た。打ち上げ後3年間の基本実験を完了し、搭載原子時計を活用して静止衛星における衛星時刻管理技術を確立した。（総務省） 測位実験を着実に実施し、計画された実験項目をすべて実施し、技術試験衛星Ⅷ型（ETS-Ⅷ）の測位信号を用いた衛星の時刻同期精度や軌道決定精度などにおいて予定していた以上の成果が得られ、静止衛星を用いた衛星測位基盤技術を習得し、実験を終了した。また、ETS-Ⅷの測位信号を GPS 測位信号に加えて測位実験を行い、GPS 衛星の可視条件が悪い場合においても ETS-Ⅷ測位信号を加えることにより測位精度が向上・安定化する（GPS 補完機能）ことを実証した。なお、測位実験を通して蓄積したデータ処理技術などは、準天頂衛星を用いた測位実験でも活用する予定である。（文部科学省）
125	3章 2（2）	GPSを利用した航空機の高精度航法システムに関する研究	GPS受信端末と機上慣性航法装置とを複合した航空機用の超小型航法装置（位置センサ）及びそれを利用した高精度・高信頼航法システムの研究開発を推進する。	文部科学省	平成 24 年までに、精密進入を可能とするレベルの技術実証を行う。					航空機における GBAS 受信機の性能向上のため、慣性航法装置と複合した信号追尾アルゴリズムを開発し、飛行実験データにより性能向上を実証した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況（達成した場合は具体的な内容）（未達成部分がある場合はその内容と理由）
170	3章2	小型化等による先進的宇宙システムの研究開発	大型衛星に劣らない機能、低コスト、短期の開発期間を実現する高性能小型衛星等の研究開発等を行う。これにより、観測の高頻度化、高速処理化等を図る。	経済産業省	平成23年度までに、光学分解能：0.5m未満（軌道高度：500km）、データ伝送速度：800Mbps、質量：約400kg、開発・製造コスト：従来の約15分の1、開発期間：従来の約3分の1を達成する。		○			平成21年度においては、新たな衛星システム開発アーキテクチャの検討や基準案・方針案の見直し、民生部品の耐放射線評価を実施するとともに、光学実証機の衛星バス搭載機器フライトモデルと搭載ソフトウェアの設計・製造・試験、光学センサ等の搭載ミッション機器の製造・試験等を行った。
（準天頂衛星システム計画の推進）										
126	1章1（3） 3章2（3）	初号機の準天頂衛星による技術実証・利用実証等	準天頂軌道の衛星システム計画に関し、所要の研究開発を実施するとともに、1機の準天頂衛星を打ち上げ、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省による技術実証、民間、府省等による利用実証を行う。	総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 関係府省	準天頂衛星初号機の打上げ、初期機能確認運用の後、平成22年度から技術実証等を1年間程度行う。	○	○		○*1・3 （宇宙開発に関する長期的な計画、CSTP分野別推進戦略）	準天頂衛星初号機の打上げに向け、衛星システム全体のインテグレーションを完了し、システムプロトフライト試験に着手した。
127	3章2（3）	準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書の公開等	準天頂衛星システム（QZSS）に対応するユーザ受信端末（カーナビ、携帯電話等）やユーザアプリケーションの開発に必要なQZSSと利用者間のインタフェース、要求されるサービス性能の仕様などをユーザに対して提供する「準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様	文部科学省	平成20年に作成、公開した仕様書(1.0版)について、必要に応じて更新を実施する。					宇宙航空研究開発機構(JAXA)が平成20年6月に作成、公開した「準天頂衛星システムユーザインタフェース仕様書」1.0版について、平成21年3月に開催した「第4回QZSS ユーザミーティング」での同仕様書に関する意見交換等もふまえ、平成21年7月に改訂(1.1版)、公開した。 また、平成22年3月に、同仕様書1.2版ドラフトを公開するとともに、「第5回QZSSユーザミーティング」を開催し、同仕様書に関する意見

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
			書」を作成、公開する。							交換等を実施した。
（国の機関等による衛星測位の利用の取組）										
128	3章2（4）	大規模災害時等における政府の危機管理体制の強化	ヘリコプターの位置の把握に衛星測位を利用する。	警　察　庁	衛星測位の利用を継続する。					ヘリコプターの位置の把握に衛星測位の利用を継続した。
129	3章2（4）	捜査員の位置情報の把握への衛星測位の活用	捜査員の位置の把握に衛星測位を利用する。	警　察　庁	衛星測位の利用を継続する。					捜査員の位置の把握に衛星測位の利用を継続した。
130	3章2（4）	携帯電話等からの110番通報における位置情報通知システムの整備の推進	衛星測位を用いた携帯電話からの110番通報における位置情報通知システムの整備を推進する。	警　察　庁	今後も、引き続き、位置情報通知システムの整備を推進していく。					位置情報通知システムは、平成21年度末に全都道府県警察への整備が完了した。
131	3章2（4）	自衛隊による衛星測位の利用	航空機、艦船等の航法等に衛星測位を利用する。	防　衛　省	衛星測位の利用を継続する。					航空機、艦船等の航法等への衛星測位の利用を継続した。
132	3章2（4）	登記所備付地図作成	登記所備付地図作成に衛星測位を利用する。	法　務　省	衛星測位を利用した登記所備付地図作成を継続して行う。		○			平成21年度においては，衛星測位を利用し，登記所備付地図作成作業（13㎢）を実施した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
133	3章 2（4）	衛星測位を利用した人工衛星等の高精度軌道決定等	衛星測位等を利用して周回衛星等の軌道を高精度で決定するとともに、その精度の向上を図る研究を実施する。	文部科学省	平成 18 年1月に打上げられた陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）に続き平成 20 年度以降の打上予定の周回衛星等においても衛星測位を利用した高精度軌道決定及び精度向上のための研究を実施する。					平成 18 年 1 月に打上げられた陸域観測技術衛星「だいち」、平成 20 年に打上げられた温室効果ガス観測衛星「いぶき」において、衛星測位を利用した高精度軌道決定を継続して実施している。 また、衛星測位を利用した将来衛星(ALOS-2等)の高精度軌道決定に向けた解析を実施している。
134	3章 2（4）	地震調査研究の推進	活断層調査の一環として、詳細地殻変動分布の解明のための衛星測位技術を用いた調査観測を実施する。	文部科学省	活断層等の評価の高度化に資する。特に、平成 21 年度までに、糸魚川－静岡構造線断層帯の評価の高度化に資する。					糸魚川－静岡構造線断層帯の活断層調査において、詳細地殻変動分布の解明のために衛星測位技術を活用し、断層帯の評価の高度化を図った。
135	3章 2（4）	地震・津波観測監視システム	海溝型巨大地震・津波対応ネットワークシステム構築に向けた技術開発の一環として、衛星測位技術を用いた海底地殻変動観測システムの開発を実施する。	文部科学省	平成 21 年度までに新たな海底地殻変動観測システムを開発する。			○		衛星測位技術を用いた海底地殻変動観測システムの開発を進め、水平変動の観測精度を向上させた。
136	3章 2（4）	ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究	ひずみ集中帯での地震発生メカニズム解明の一環として、衛星測位技術を用いた精密なひずみの観測を実施する。	文部科学省	平成 24 年度までに東北日本の日本海側の「ひずみ集中帯」の地殻変動分布を明らかにする。					東北日本の日本海側及び日本海東縁部に存在する「ひずみ集中帯」における地震発生メカニズム解明の一環として、衛星測位技術を活用した精密なひずみ観測を実施した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
137	3章 2（4）	漁船位置情報管理・分析	漁船の位置等を衛星測位システムを介して自動的に取得するシステム（VMS）を運用・改修する。	農林水産省	平成19年度かつお・まぐろ漁船全船の位置取得を達成。かつお・まぐろ類資源管理を行う各地域漁業管理機関の決議遵守のためのシステムであり、必要に応じて随時システムの改修を行う。					既に遠洋漁船のVMSの登録は全船実施（達成）しており、平成21年度は引き続き地域漁業機関等の決議を遵守するため、管理運用を図った。
138	3章 2（4）	海亀等の回遊経路の把握	対象海洋生物の回遊経路を把握するため、海亀等の生体を捕獲後タグを装着し、行動を追跡する。	農林水産省	平成22年度まで調査を実施する。					産卵のため上陸してきた海亀の甲羅部分にアルゴス衛星発信器を装着し、行動を追跡した。さらに調査を継続し、海亀の回遊経路の把握に努める。
139	3章 2（4）	大型クラゲ等有害生物被害防止対策	有害生物の出現状況の把握と情報提供の実施に際し、調査船等により得た出現・予測情報を、日々の更新データ提供（PDF）と併せてGISによる提供を行い、情報利用者の利便性の高い情報として漁業関係者等に提供する。	農林水産省	大型クラゲの出現情報を利用者の利便性を考慮した形で漁業関係者等に提供する（予算上の事業年度は平成24年度末）。					有害生物の出現状況の把握と情報提供の実施に際し、調査船等により得た出現・予測情報を、日々の更新データ提供（PDF）と併せてGISによる提供を行い、情報利用者の利便性の高い情報として漁業関係者等に提供を行った。
140	3章 2（4）	水稲移植作業及び収穫作業の自動化による超省力作業システムの開発	ほ場内にオペレータが入ることなく、水稲作の耕うんから収穫まで、すべてのほ場作業をロボット化する無人機械作業体系を開発する。	農林水産省	平成22年までに、ロボット化したトラクタ、田植機、管理機、コンバインを利用して人−機械協調作業体系のプロトタイプを開発する。					耕耘・代掻き、田植えと収穫のためのロボット化したトラクタ、田植機とコンバインはプロトタイプが開発された。管理機は平成22年度のプロトタイプ完成にむけ、現在開発中である。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
141	3章 2（4）	農地・農村の防災技術の高度化	高精度衛星測位と無人ヘリ等を用いた中山間農村地帯における災害の調査・監視技術等を開発する。農地地すべり監視のための衛星測位技術の利用とその高精度化を進める。	農林水産省	平成 23 年度までに中山間地域の農地災害監視に有効な GNSS 監視システムの開発・運用を行う。また差分干渉合成開口レーダとの融合技術の適用性検証を行う。					農地の変状監視のための低コストな GNSS システムを試作し、中山間地域にある農地保全対策事業実施地区に設置し運用を開始した。今後、準天頂衛星データの導入等も視野に入れ、GLONASS 衛星データの導入効果等を検討し、中山間地域における衛星数増加の効果等について検討する。
142	3章 2（4）	広域収量モニタリングシステムの開発	コンバイン収穫質量測定装置（収量センサ、GPSユニット、表示・記録装置から構成されるもの）を利用し、ほ場地図上に収量情報をマッピングできる広域収量モニタリングシステムを開発する。	農林水産省	平成 23 年度までに圃場GIS情報を用いて収量計測を行う手法を確立する。					圃場 GIS 情報と GPS 情報を用いた収量計測の手法を開発した。
144	3章2 （4）	運動強度等の簡易測定に基づく放牧育成牛への補助飼料給与量の調製技術の開発	衛星測位及びGISの利用により、放牧牛の運動量と牧区地形条件の関係を解析する。	農林水産省	平成 21 年までに、放牧条件を類型化し、各条件下での放牧牛の維持エネルギー要求量増加割合を提示する。					地形条件（面積、傾斜）や飼料条件（放牧草現存量、栄養価）と育成牛の運動量（歩行移動、採食）とエネルギー消費量推定値（EE/MEm）および発育との関係を検討した結果、放牧育成時のエネルギー要求量の増加量が査定でき、発育速度は TDN 補給量と間に正の相関、牧区の高低差／面積比との間に負の相関があることを明らかにした。また、これらをもとに重回帰分析を行い、高低差／面積比(m/ha)、水平歩行距離(m)、期待する日増体量から、補助飼料給与量を求める式を作出した。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
145	3章 2（4）	農業環境資源地点情報の整備	土壌調査、植生調査、昆虫採取及び土壌微生物等の衛星測位等による採取地点情報の整備を行い、データベース化し、時空間情報として視覚化する手法を開発する。	農林水産省	平成21年度までに農業環境インベントリーシステムとしてWebサイト上で公開する。					農業環境インベントリーシステムとしてWebサイト上で公開した。（URL: http://hpc234.niaes.affrc.go.jp/nric/）
146	3章 2（4）	衛星測位・無線通信技術を用いた農地への野生生物追跡技術の開発	鳥獣害予防のために、無線通信技術を用いた野生生物の接近警報及び衛星測位による精密な位置情報の取得を行う。	農林水産省	平成22年度までに現地実証試験を行う。					動物追跡技術に加え，獣害防除の重要な要素となる電気柵の稼働状態をモニタリングできるようにしたシステムの通信機器が完成し、データ通信の試験を研究所内及び現地で実施した。
147	3章 2（4）	海上保安庁における緊急通報118番（位置情報等）の受付体制	緊急通報118番（位置情報等）の受付体制の運用において衛星測位を利用する。	国土交通省	引き続き、緊急通報118番（位置情報等）の受付体制の運用において衛星測位の利用を継続する。					緊急通報118番（位置情報等）の受付体制の運用において衛星測位の利用を継続した。
171	3章 2（4）	大規模営農支援システムの開発	「GISを利用した農作業履歴管理システム（FARMS）」を基礎とし、低価格GPSを搭載した農業機械の稼働状況モニタリング装置を継続利用して作業履歴の蓄積を効率的に行うシステムを開発する。また、開発システムを大規模経営体における現地実証的な試験に供し、効果を検証する。	農林水産省	平成23年度までに実証試験システムを開発し、大規模経営体での実証運用を開始する。					H21年度は、低価格GPS受信機、マイコン、記録装置から構成され農業機械の稼働状況を継続的に記録する小型のモニタリング装置を試作するとともに、水稲作中心の現地実証試験地（JAと2農業生産法人で構成）を選定しFARMSを導入しほ場等の基礎データを構築するなど、実証試験の準備を整えた。 H22年度はモニタリング装置を実証試験地の農機に搭載し稼働状況の記録を行うとともに、記録された情報の解析等についてFARMSの改良を継続する予定である。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述 ① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策（具体的計画名）	達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
（衛星測位の利用のための情報提供）										
148	3章 2（4）	衛星測位を利用した航空交通の安全確保及びサービス向上	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星（MTSAT）を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関（ICAO）基準に準拠したGPS補強情報を提供する。	国土交通省	引き続き、衛星航法補強システムの運用を継続する。					衛星航法補強システムを運用した。
149	3章 2（4）	衛星測位を利用した海上交通の安全確保	船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。	国土交通省	引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。					全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供したことで、船舶交通の安全確保に寄与した。
150	3章 2（4）	衛星測位を利用した測量の効率化等(電子基準点測量)	GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。	国土交通省	国家基準点体系の維持と測量のための基準点として、安定的な運用を行う。		○	○		測量のために必要な基準点として、電子基準点の安定的な運用を行ってきた。H21 年度の欠測率は 0.4%である。
（地方公共団体及び民間における衛星測位の利用）										
151	3章 2（4）	携帯電話からの 119 番通報における発信位置情報通知システムの導入促進	衛星測位を用いた携帯電話からの 119 番通報における発信位置情報通知システムの導入促進を図る。	総　務　省	引き続き、消防本部において、携帯電話からの 119 番発信位置情報通知システムの導入を図る。					引き続き、防災基盤整備事業等による財政支援措置を講じるとともに、平成 21 年度補正予算（第1号）における実証実験の実施により、新たなシステムの安定運用性等を検証し、各消防本部での導入促進を図った。

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	（具体的な）目標と達成期間	各種計画との連携（注） ・他計画に掲載がある場合 ・④は合わせて具体的な計画名等を記述				達成状況 （達成した場合は具体的な内容） （未達成部分がある場合はその内容と理由）
						① 重点計画2008	② 経済成長戦略大綱	③ 海洋基本計画	④ 宇宙開発利用政策 （具体的計画名）	
172	3章 2（4）	エネルギーITS推進事業	省エネルギー効果の高いITSの実用化を促進する事業において、自動運転・隊列走行に関する要素技術開発を行い、その中でGPSを用いた高度な位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術の開発等を行う。	経済産業省	平成24年度までに、自動運転・隊列走行に必要となるGPSを用いた高度な位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術を開発する。	○	○			平成21年度末までにGPSを用いた位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識の要素技術に関しては、基礎的技術を確立し基本性能を確認した。平成22年度以降は他のセンサーとの組合せを行うことによる信頼性の向上を目指す。

（注）「各種計画との連携」の項目中、
①「重点計画2008」とは「重点計画-2008（平成20年8月20日ＩＴ戦略本部決定）」を、
②「経済成長戦略大綱」とは「経済成長戦略大綱」（平成20年６月27日改定）を、
③「海洋基本計画」とは「海洋基本計画（平成20年３月18日閣議決定）」を指す。
また、宇宙開発利用政策の具体的計画はそれぞれ次のものを指す。
＊１　「宇宙開発に関する長期的な計画（平成20年２月22日総務大臣・文部科学大臣）」
＊２　「科学技術基本計画（平成18年３月28日閣議決定）」
＊３　「分野別推進戦略（平成18年３月28日総合科学技術会議）」
＊４　「地球観測の推進戦略（平成16年12月27日総合科学技術会議）」
＊５　「平成20年度の我が国における地球観測の在り方（平成19年７月23日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会）」
＊６　「平成20年度の我が国における地球観測の実施方針（平成19年８月27日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会）」

本計画は、平成21年４月末時点の施策をとりまとめたものである。
達成状況については、平成21年度末時点での状況をとりまとめたものである。